平成２１年（フ）第８１７号
岐阜県本巣市郡府79番地14
破産者　株式会社江口運輸
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県恵那市明智町吉良見903番地１
破産者　安藤多可子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８８号
岐阜県土岐市下石町1547番地の３　さくらメールⅢＡ号
破産者　田中　義美
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８９号
岐阜県土岐市下石町1547番地の３　さくらメールⅢＡ号
破産者　田中　礼子
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３４４号
静岡県浜松市浜北区高畑228番地の２
破産者　有限会社東海ビジネス
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
静岡県浜松市北区豊岡町249番地の３
破産者　有限会社ナルミ自動車
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
三重県松阪市駅部田町1212番地９
破産者　岡本　浩一
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２４号
三重県多気郡大台町岩井73番地
破産者　細渕　元彦
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１０５号
京都府船井郡京丹波町下山赤瀬14番地１
破産者　徳川建設株式会社
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１００５号
広島県竹原市竹原町3506番地３、開始決定時の住所岡山市南区福田277番地
破産者　房野　敏也
1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第６６５号
群馬県伊勢崎市堀口町859番地
破産者　持田　一正
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６６号
群馬県伊勢崎市堀口町859番地
破産者　持田　久子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７４号
群馬県伊勢崎市中央町１番11号レヂオンス伊勢崎1101、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市宮子町3587番地４
破産者　岩井　　章
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７号
群馬県前橋市鳥取町647番地
破産者　名塚　高志
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７号
群馬県前橋市古市町１丁目８番地４
破産者　荒木　房枝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７０８号
静岡県島田市金谷東２丁目2969番地の13、旧住所静岡県島田市金谷泉町1817番地の４
破産者　鈴木　惠二
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００５号
北海道白糠郡白糠町東２条北１丁目２番地65、旧住所静岡市葵区下543番地の20
破産者　小野　義勝
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１号
静岡県袋井市山崎4854番地の６、申立時の住所静岡県島田市道悦２丁目18番13号
破産者　ビックバンこと　杉本　　力
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
静岡県袋井市山崎4854番地の６、申立時の住所静岡県島田市道悦２丁目18番13号
破産者　杉本ちづ子
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１号
兵庫県宍粟市山崎町山田40番地22
破産者　亀井　雅人
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県揖保郡太子町岩見構567番地45、不動産登記記録上の住所兵庫県姫路市網干区津市場221番地
破産者　橋本　直樹
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部